（様式8）

公共事業終了箇所評価調書

評価確定日（平成28年10月17日）

事業コード	H28－建－終－ 04	区　　分	○ 国庫補助　　● 県単独
事業名	地方特定道路整備事業費（建設）	部局課室名	建設部　道路課
事業種別	道路改築（バイパス）	班　　名	道路建設班　（tel）018-860-2492
路線名等	(主)秋田天王線	担当課長名	菅原　喬
箇所名	秋田市下新城（北部道路）	担当者名	長谷川　一仁
政策コード	17	政策名	新たな生活圏の創造
施策コード	04	施策名	地域内交通の整備
指標コード	01	施策目標（指標）名	県道の整備促進

1．事業の概要

事業の背景及び目的

○当該区間は、秋田市北部道路網において南北に延びる国道7号と主要地方道秋田天王線を相互に結ぶ横軸道路である。
　国際コンテナ定期航路の拡充等による交通需要の増大に対応するため、秋田都市計画に基づき新たな道路を整備するものである。
・都市圏の交通円滑化の推進（交通需要の増大への対応）
・物流の効率化の支援（重用港湾秋田港）
・都市の健全な発展と市街地相互の連携の促進

事業効果の要因変化及び発現状況

事業期間	前回(H23年)　H15年　～　H25年 終了　H15年　～　H26年	総事業費	前回(H23年)　21．1　億円 終了　19．1　億円	国庫補助率
事業規模	前回(H23年)　延長L＝1,973m　幅員W＝6.5(13.0)m　(1.5+3.25+3.25+1..5+3.5) 終了　延長L＝1,973m　幅員W＝6.5(13.0)m　(1.5+3.25+3.25+1..5+3.5)			

事業費内訳内容（千円）及び要因変化

		前回評価計画①	最終②	増減②－①	理由
事業費		2,111,800	1,911,594	−200,206	
経費内訳	工事	1,010,508	882,126	−128,382	請負による精算
	用補	853,076	882,241	29,165	用地単価、物件補償額の算定による増
	その他	248,216	147,227	−100,989	委託費および事務費の精算
事業内容		調査・設計 用地・補償費 改良工、舗装工	調査・設計 用地・補償費 改良工、舗装工		

コスト・効果対比較	費用便益変化の主な要因（前回評価→終了）
○最終コスト 終了C②／前回評価C①＝(0．91) ○費用便益 前回評価　B／C＝(3．0) ↓ 終了　B／C＝(3．6)	【便益】 事業費の減額により費用便益比が大きくなった。 【費用】 工事費及び委託費が請負による精算で減額した。

目標達成率

指標名	県道改良率		
指標式	改良済延長／路線実延長		
指標の種類	○ 成果指標　● 業績指標	低減指標の有無	○有　●無
目標値a	73．3%	データ等の出典	道路課調べ
実績値b	74．7%		
達成率b／a	102%	把握の時期	平成28年　4月

指標を設定することができなかった場合の効果の把握方法
○指標を設定することができなかった理由及び把握方法と成果　※データの出典含む

自然環境の変化

・特になし。
　当該工区周辺の自然環境に大きな変化はない。

社会経済情勢の変化

・特になし。

事業終了後の問題点及び管理・利用状況

・平成26年8月、当事業区間は秋田市へ移管済み。（供用開始　平成26年6月）

住民満足度等の状況（事業終了後）	①満足度を把握した対象　●　受益者　●　一般県民　（時期：平成28年　8月） ②満足度把握の方法 ●　アンケート調査　○　各種委員会及び審議会　○　ヒアリング　○　インターネット ○　その他の方法（具体的に　　） ③満足度の状況 8割以上の回答者から「満足している」「おおむね満足している」との回答を得ている。
上位計画での位置付け	○秋田都市計画（H14.8.27告示 都市計画道路下新城東西線）
関連プロジェクト等	○下新城地区土地造成事業（産業労働部所管事業）
前回評価結果等	●選定または継続　○改善　○見直し　○保留又は中止 ①指摘事項 特に無し。 ②指摘事項への対応 特に無し。

2．所管課の自己評価

観点	評価の内容（特記事項）	評価結果
有効性	①住民満足度の状況 ●A　○B　○C アンケート調査結果から、回答者の約8割以上が事業に満足、概ね満足している。満足の理由の約5割は、これまでの道路に比べ「カーブの解消」と「速達性の向上」である。 ②事業の効果 ●A　達成率100%以上　○B　達成率80%以上100%未満　○C　達成率80%未満 当該事業は計画通り進捗し、県道改良率の目標に達した。	●A ○B ○C
効率性	①事業の経済性の妥当性 ●A　○B　○C 費用便益費は1．0を上回っていることから、本事業は経済的に妥当であったと評価できる。 ②コスト縮減の状況 ○A　縮減率20%以上　○B　縮減率20%未満　○C　縮減なし	●A ○B ○C
総合評価	●A　（妥当性が高い）　○B　（概ね妥当である）　○C　（妥当性が低い） 地域住民及び道路利用者の利便性の向上や交通安全の確保が図られており、住民満足度等からも成果が認められることから、当事業は妥当性が高いと評価できる。	

3．評価結果の同種事業への反映状況等（対応方針）

事業開始前の予備調査や設計段階での現場の把握、他事業との調整等により、道路の整備効果が十分に発揮されるよう検討・設計を行い、更には工法の工夫等によるコスト縮減へも積極的に取り組み、効率的な事業執行を図るとともに、地域住民や道路利用者から高い満足が得られるよう努める。

4．公共事業評価専門委員会意見

県の対応方針を可とする。

○総合評価の判定基準

総合評価の区分	判　定　基　準	総合評価
A（妥当性が高い）	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合	A
B（概ね妥当である）	「A」判定、「C」判定以外の場合	
C（妥当性が低い）	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合	